

下水道使用料の改定について

令和7年7月25日 議員協議会資料
土木部 下水道課

1 改定の経緯

- 令和3年3月策定「下水道事業経営戦略」で、平均10%の値上げを3回行う方針とし、令和5年4月に1回目の使用料改定を実施。
- 条例改正（令和4年6月）で、「3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、使用者の経費負担の適正化について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」ことを附則に規定。
- 1回目の使用料改定の結果、令和5年度決算で、経費回収率は前年度の79.0%から86.8%に上昇したが、依然として一般会計から赤字補填している状況。

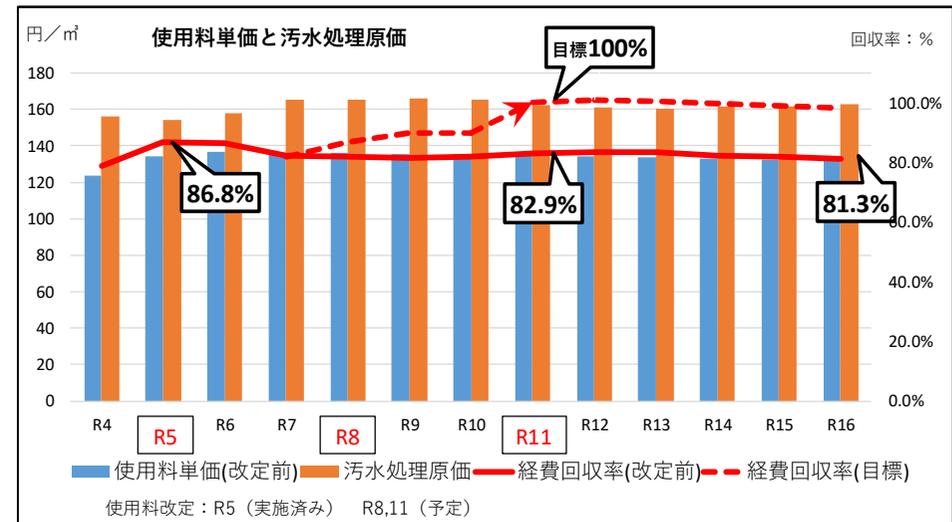
2 改定の方針

- 令和7年3月「下水道事業経営戦略」を改訂。将来の施設整備や更新需要と共に、人件費や物価の高騰などを見据え、収支計画の見通しを再検証し、当初の収支計画の範囲内で推移していくことを確認。
- 今後、10%程度の値上げを令和8年度と令和11年度の2回行い、経費回収率を100%にすることが目標。

3 改定案

- 改定率：平均10%増
 - 上記増収幅の中で基本料金や従量料金の改定を検討。
- 施行：令和8年7月1日
 - 令和8年度は9月検針からの7か月分が改定対象。
 - 施行後、3年経過後に見直しを行う。

資料1 経費回収率の見通し

使用料単価：下水道使用料総額を有収水量で除した、1 m³あたりの使用料汚水処理原価：使用料対象となる汚水処理費を有収水量で除した、1 m³あたりの汚水処理費資料2 県内20市下水道使用料（一般家庭20 m³月額・税込）